

平成 29 年 10 月吉日

泌尿器科専門医資格取得者各位

一般社団法人 日本泌尿器科学会
専門医制度審議会

専門医更新についてのご案内

専門医更新につきましては、日本専門医機構の制度への移行について泌尿器科専門医更新基準が正式に承認されました。2018 年以降のお手続きにつきましては下記のようになります。

併せて学会ウェブサイトに掲載の『泌尿器科専門医 新更新基準 V8』等をよくお読みいただき、ご確認いただきますようご案内申し上げます。

(URL http://www.urol.or.jp/specialist/system/about_new.html)

なお、インターネットがご利用いただけない先生におかれましては学会事務局までご連絡ください。

- ◆ 日本専門医機構の制度による専門医更新基準が一部変更された
- ◆ 2018 年～2021 年の専門医更新申請は、機構専門医か学会専門医のどちらかを選択して更新する（2016 年に機構の制度で専門医更新をした方は学会専門医を選択することはできません）
- ◆ 2022 年以降は機構専門医に完全移行となる
- ◆ 指導医については日本泌尿器科学会の制度で認定が継続される

1. 日本専門医機構の制度による専門医更新基準

日本専門医機構の制度による専門医更新基準概要

- i) 診療実績 10 単位（手術 10 症例で 1 単位、診療症例 1 領域 10 件で 1 単位）
- ii) 専門医共通講習 最小 3 単位（必修講習各 1 単位）最大 10 単位
- iii) 泌尿器科領域講習 15 単位以上（ii, iv の単位取得状況により必要単位数が異なります）
- iv) 学術業績・診療以外の活動実績 0～15 単位

※上記 i～iv の合計 50 単位が必要となる。ただし、4 回目以降の更新者は i の診療実績による 10 単位が免除となり ii～iv の合計 40 単位が必要となる。

※ii、iii の講習単位について下記の条件を満たすことを必要とする。

- (1) 専門医共通講習と泌尿器科領域講習の合計必要単位数のうち、40%以上の単位を日本泌尿器科学会の卒後教育プログラム（ビデオ講習を含む/e-ラーニングを除く）で取得すること（2018 年申請時には当条件は適用されません）
- (2) 専門医共通講習と泌尿器科領域講習の合計必要単位数のうち、日本泌尿器科学会の e-ラーニング（JUA WEBINAR は除く）の受講による単位は 30%までとすること
- (3) 日本泌尿器科学会総会または東部・中部・西日本総会に 5 年間のうちに 1 回以上出席している ことが必要（学術業績・診療以外の活動実績 3 単位となる）

①日本専門医機構の制度による泌尿器科専門医更新基準の変更点

- (1) 専門医更新回数が4回目以降の場合は、診療実績の 10単位が免除となり、講習等の単位合計 40単位で認定される。
- (2) 専門医共通講習の最小取得単位は5年間で 3単位 (必修講習各1単位) →【表2】※参照
- (3) 学術業績・診療以外の活動実績として、総会などへの参加 (1回3単位、計 6単位まで) や筆頭発表等の合計で 最大15単位までが取得可能
- (4) 上記(2)により最大の10単位、(3)により最大の15単位を取得した場合、必要な領域講習は最小で15単位となる (領域講習の単位についてはウェブサイトに一覧表掲載)。
(URL http://www.urol.or.jp/specialist/system/about_new.html)
- (5) 1日または学術大会会期中に取得できる講習単位数の 上限はない
- (6) 機構の制度での完全運用までの移行期を1年間先送りとし、2022年更新申請より機構の制度での完全運用となる

2. 2018年～2021年の専門医更新申請について(機構専門医か学会専門医を選択する)

- ① 専門医の更新は、現在の認定期間終了の年に更新申請手続きをおこなうこと (繰り上げての申請は不可)
- ② 機構専門医を選択した場合、機構専門医教育研修単位と学会専門医教育研修単位を下記の割合で取得すること→【表1】参照
*機構専門医教育研修単位の内訳については表2を参考にしてください
- ③ 学会専門医を選択した場合、学会専門医教育研修単位100単位を取得すること→【表1】参照
- ④ 機構専門医、学会専門医のいずれを選択した場合でも、日泌総会または東部・中部・西日本総会1回以上出席の条件を満たすことが必要

【表1】機構専門医、学会専門医更新のための研修単位

更新年度	(1) 機構専門医を選択した場合			(2) 学会専門医を選択した場合
	機構研修単位	+	学会研修単位	学会研修単位
2018年度	40% (20単位)	+	60% (60単位)	100単位
2019年度	60% (30単位)		40% (40単位)	100単位
2020年度	80% (40単位)		20% (20単位)	100単位
2021年度	100% (50単位)		0% (0単位)	100単位

※機構専門医を選択した場合、学会参加や講習受講などの単位を機構専門医教育研修単位と学会専門医教育研修単位の 両方にカウントすることはできません

【表 2】 機構専門医のための研修単位について

項 目	2022 年以降の 機構認定専門医 の新更新基準 取得単位	学会専門医の各更新時期において必要となる 新更新基準部分の取得単位			
		2018 年 4 月	2019 年 4 月	2020 年 4 月	2021 年 4 月
i) 診療実績の証明*1	10 単位	4 単位	6 単位	8 単位	10 単位
ii) 専門医共通講習*2	3 単位以上 10 単位以下 ※要必修講習 3 単位	2 単位以上 4 単位以下 ※必修講習 1 単位以上 が必要	3 単位以上 6 単位以下 ※必修講習 2 単位以上 が必要	3 単位以上 8 単位以下 ※必修講習 3 単位以上 が必要	3 単位以上 10 単位以下 ※必修講習 3 単位以上 が必要
iii) 泌尿器科領域講習	15 単位以上	6 単位以上	9 単位以上	12 単位以上	15 単位以上
iv) 学術業績・診療 以外の活動実績*3	3～15 単位	0～6 単位	0～9 単位	0～12 単位	3～15 単位
i)～iv)の合計	50 単位	20 単位	30 単位	40 単位	50 単位

*1： i)の診療実績について、2018 年～2021 年の申請時にはいずれも 2016 年 4 月 1 日以降の期間の症例によります

*2： ii)専門医共通講習のうち必修講習は医療安全・感染対策・医療倫理に関する講習で、2019 年は 2 項目について各 1 単位以上、2020 年以降は 3 項目について各 1 単位以上を必要とします

*3： iv)の学術業績・診療以外の活動実績については、日泌総会、東部・中部・西日本総会への参加が義務付けられていますので最小単位が 3 単位となります。ただし 2018 年～2020 年は、日泌総会・地区総会参加単位を学会参加単位分として換算した場合、iv)の単位として換算できる単位が 0 単位となる場合があります

3. 機構専門医更新に必要な講習単位取得について

① ii) 専門医共通講習、iii) 泌尿器科領域講習の単位は、下記にて取得可能

(ウェブサイトに一覧表掲載：URL http://www.urol.or.jp/specialist/system/about_new.html)

- (1) 日泌総会または地区総会で実施する卒後教育プログラム
- (2) 日本泌尿器科学会の e-ラーニング
- (3) 日泌総会または地区総会で実施する新専門医制度対応泌尿器科領域講習
- (4) JUA WEBINAR
- (5) 地方会または関連学会等で実施する講習会 (学会または機構に申請し認められたもの)
- (6) 医師会や基幹施設などで実施する医療安全講習、感染対策講習、医療倫理講習等 (あらかじめ日本専門医機構に申請して認められた専門医共通講習/2018 年専門医更新申請時は別途定める)
- (7) その他日本泌尿器科学会が指定した講習

② ii) 専門医共通講習と iii) 泌尿器科領域講習の合計必要単位について下記のように定める
→ 【表 3】 参照

- (1) 40%以上の単位を日本泌尿器科学会の卒後教育プログラム受講によって取得すること
(2019 年以降の申請時より適用/2018 年は適用しない)
- (2) 日本泌尿器科学会の e-ラーニングによる単位は 30%までが認められる

【表 3】必要講習単位（ii）専門医共通講習と iii）泌尿器科領域講習の合計）に対する卒後教育プログラムによる取得単位の最低必要数と e-ラーニングによる取得単位の上限数について

必要講習単位合計 (ii + iii)	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
卒後教育プログラム 最低必要単位数	15	15	14	14	14	13	13	12	12	12	11	11	10
e-ラーニング 上限単位数	11	10	10	10	9	9	9	9	8	8	8	7	7

※例：ii + iii の必要講習単位：50 単位 - i)10 単位 - iv)3 単位 = 37 単位

→ 15 単位以上を卒後教育プログラムで取得すること

→ e-ラーニングでの単位は 11 単位までを単位としてカウントできる

4. 指導医の認定・更新について

① 指導医については、日本泌尿器科学会の制度として指導医の認定・更新認定が継続される

(1) 学会専門医または機構専門医の更新をしていること（専門医 1 回目の更新と同時に指導医申請可能）

(2) 学会発表や論文などの学術業績が 5 年間*で 5 件以上あること（指導医初回認定時はそのうち筆頭での発表業績が 1 件以上必要）

(3) 指導医教育コースの受講（5 年間*で 1 コース以上）

(4) 5 年間*のうち 3 年間以上教育施設に所属（非常勤可）していること

*いずれも申請する年の 3 月末日までの 5 年間

② 学会ウェブサイト（専門医制度>各種申請>専門医更新・指導医申請）をご参考ください

URL <http://www.urol.or.jp/specialist/appli/procedure.html>

5. 機構専門医の申請書式、講習による単位一覧について

学会ウェブサイト（専門医制度>専門医制度について>新専門医制度について）にて、「泌尿器科専門医更新基準および関連ファイル」を確認してください

URL http://www.urol.or.jp/specialist/system/about_new.html

※お問い合わせは e-mail または FAX にていただきますようお願いいたします
 一般社団法人日本泌尿器科学会 専門医制度審議会
 e-mail : senmoni@urol.or.jp FAX : 03-3814-4117

【参考】機構専門医更新のための単位の取得について確認手順

1. i) 診療実績による 10 単位が必要かどうか確認する

* 会員 My Web に記載された専門医情報 更新回数が「3 回」以上の場合は、「免除」

《例》・ 専門医認定番号 2002999914 (更新回数 3 回) →免除

・ 専門医認定番号 2007999913 (更新回数 2 回) →10 単位必要 …①

2. iv) 学術業績・診療以外の活動実績の単位数を確認する …②

《例》・ 日本泌尿器科学会総会または東部・中部・西日本総会に出席し参加単位登録を行うと、
1 回で 3 単位取得

→2 回で 6 単位 (参加単位上限)

・ 日泌総会、地区総会の参加 1 回で 3 単位と地方会や関連学会の参加単位 (1 回 1 単位)
3 回で 3 単位取得

→3 単位+3 単位で 6 単位 (参加単位上限)

・ 学会筆頭発表、論文発表などその他業績等があれば 1 件につき 1~2 単位取得可能

→上記参加単位 6 単位の他、学会・論文発表等で 9 単位 (合計最大 15 単位) まで
取得可能

3. ii) 専門医共通講習 必修講習 3 項目の単位を取得していることを確認する …③

* 医療安全・感染対策・医療倫理 各 1 単位以上は必修 →最小 3 単位

* 専門医共通講習全体で最大 10 単位まで

4. iii) 泌尿器科領域講習が何単位必要か確認する …④

* 50 単位から、1 の 10 単位と 2 と 3 で取得できる単位を差し引く

《例》・ ①10 単位、②3 単位、③3 単位 → $50-10-3-3=34$ 単位必要

・ ①10 単位、②15 単位、③10 単位 → $50-10-15-10=15$ 単位必要

5. ii), iii) を合計した単位について、下記の条件を満たしていることを確認する

* 卒後教育プログラム (ビデオ講習を含む) で 40%以上単位を取得しているか
(2018 年申請時を除く)

* e-ラーニングで 30%以下の単位となっているか

《例》・ ③3 単位+④34 単位 の場合 →37 単位

$37 \times 40\% = 14.8$ →卒後教育プログラム 15 単位以上必要

$37 \times 30\% = 11.1$ →e-ラーニング 11 単位以下であること

・ ③10 単位+④15 単位 の場合 →25 単位

$25 \times 40\% = 10.0$ →卒後教育プログラム 10 単位以上必要

$25 \times 30\% = 7.5$ →e-ラーニング 7 単位以下であること

※卒後教育プログラム、e-ラーニング以外の講習単位：

日泌総会・地区総会で実施する新専門医制度対応泌尿器科領域講習、JUA WEBINAR、
地方会や関連学会で実施する泌尿器科領域講習・専門医共通講習など

◆ 2018 年~2020 年の更新者は表 2 を参考にして確認してください。なお、iv) の参加単位については 2018 年~2020 年においても上限の 6 単位まで認められます。